

平成 27 年度広島市立広島特別支援学校高等部入学者選考の基本方針について

入学者の選考は、次により普通科及び普通科職業コースの特色に配慮しつつ、その教育を受けるに足る能力・適性等を判定して行うものとする。

第 1 入学者の募集

1 選考の方法

(1) 普通科（職業コースを除く。）

ア 学力検査

(ア) 特別支援学校長（以下「校長」という。）は、広島市教育委員会と協議の上、自校が作成した検査問題により学力検査を実施する。

(イ) 実施教科は、国語及び数学の 2 教科とする。ただし、中学校又は特別支援学校中学部において履修した教科に応じて、実施教科の一部又は全部を実施しないことができる。

(ウ) 実施時間は、各教科それぞれ 50 分を基本とする。

(エ) 配点は、各教科それぞれ 100 点満点とする。

(オ) 検査問題は、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領のうち中学部の内容に準拠した内容とし、基礎的・基本的な知識・理解・技能、思考力・判断力・表現力などを幅広く検査するよう配慮して出題する。

イ 面接

校長は、観点を定め、面接を実施する。

ウ その他

ア及びイに定めるもののほか、校長は、必要に応じて観点を定め、調査を実施することができる。

(2) 普通科職業コース

ア 学力検査

(ア) 校長は、広島市教育委員会と協議の上、自校が作成した検査問題により学

力検査を実施する。

- (イ) 実施教科は、国語及び数学の2教科とする。
- (ロ) 実施時間は、各教科それぞれ50分とする。
- (ハ) 配点は、各教科それぞれ100点満点で、合計200点満点とする。
- (ニ) 検査問題は、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領のうち中学部の内容に準拠した内容とし、職業生活に必要な基礎的・基本的な知識・理解・技能、思考力・判断力・表現力などを幅広く検査するように配慮して出題する。

#### イ 作業・運動能力検査

- (ア) 実施時間は、50分とする。
- (イ) 配点は、200点満点とする。
- (ロ) 検査は、次の点に配慮して実施する。
  - a 作業能力検査は、指示の理解度、作業遂行能力、手先の巧緻性等について幅広く検査する。
  - b 運動能力検査は、基礎的な運動能力や身体各部位の動き等について幅広く検査する。

#### ウ 面接

- (ア) 集団面接とする。
- (イ) 実施時間は30分以内とする。
- (ロ) 配点は、100点満点とする。
- (ハ) 評価は、理解力、判断力、表現力、意欲、態度の観点で行う。

### 2 合格者の決定

#### (1) 普通科（職業コースを除く。）

学力検査及び面接の結果並びに必要なに応じて実施した調査の結果を総合的に判断して決定する。

#### (2) 普通科職業コース

学力検査、作業・運動能力検査及び面接の結果を総合的に判断して決定する。

### 第2 その他

入学者選考の結果に係る簡易開示については、別に定めるところによる。

広島市立特別支援学校高等部入学者選考の基本方針 新旧対照表

平成26年度	平成27年度(案)
<p>(題名) 平成26年度広島市立広島特別支援学校 高等部入学者選考の基本方針</p> <p>(略)</p>	<p>(題名) 平成27年度広島市立広島特別支援学校 高等部入学者選考の基本方針</p> <p>(略)</p>

特別支援学校高等部入学者選考に関わる法令

学校教育法

第五十九条 高等学校に関する入学、退学、転学その他必要な事項は、文部科学大臣がこれを定める。

第八十二条 第二十六条、第二十七条、第三十一条(第四十九条及び第六十二条において読み替えて準用する場合を含む。)、第三十二条、第三十四条(第四十九条及び第六十二条において準用する場合を含む。)、第三十六条、第三十七条(第二十八条、第四十九条及び第六十二条において準用する場合を含む。)、第四十二条から第四十四条まで、第四十七条及び第五十六条から第六十条までの規定は特別支援学校に、第八十四条の規定は特別支援学校高等部に、それぞれ準用する。

学校教育法施行規則

第九十条 高等学校の入学は、第七十八条の規定により送付された調査書その他必要な書類、選抜のための学力検査(以下この条において「学力検査」という。)の成績等を資料として行う入学者の選抜に基づいて、校長が許可する。

2 学力検査は、特別の事情のあるときは、行わないことができる。

3 調査書は、特別の事情のあるときは、入学者選抜の資料としないことができる。

【以下略】

第一百三十五条(第1項から第4項まで略)

5 第七十条、第七十一条、第八十一条、第九十条第一項から第三項まで、第九十一条から第九十五条まで、第九十七条第一項及び第二項、第九十八条から第一百条まで並びに第百四条第三項の規定は、特別支援学校の高等部に準用する。

【以下略】

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

第二十三条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。【第一号から第三号まで略】

四 学齢生徒及び学齢児童の就学並びに生徒、児童及び幼児の入学、転学及び退学に関すること。

( 参 考 2 )

## 平成26年度広島市立広島特別支援学校高等部の入学者状況について

### 1 入学者選考の期日

- (1) 普通科（職業コースを除く）  
平成26年2月4日（火）
- (2) 普通科職業コース  
平成26年2月5日（水）

### 2 入学者選考の方法

- (1) 普通科（職業コースを除く）
  - ア 自校作成問題による学力検査  
実施教科は、国語及び数学の2教科  
各50分を基本とし、各100点満点
  - イ 面接  
集団面接
  - ウ その他  
運動能力検査等、校長が定めた内容を実施
- (2) 普通科職業コース
  - ア 自校作成問題による学力検査  
実施教科は、国語及び数学の2教科  
各50分とし、各100点満点
  - イ 作業・運動能力検査  
合計50分とし、200点満点  
作業能力検査は、事務作業、食品加工及び清掃を実施  
運動能力検査は、ラジオ体操及び3分間走を実施
  - ウ 面接  
集団面接  
30分以内とし、100点満点

### 3 入学者数等

	受検者数	合格者数	入学者数	備 考
普通科	76名 (25名)	76名 (16名)	75名 (16名)	合格者のうち1名は、入学辞退者。 職業コースの入学定員は16名。 職業コースの不合格者9名は、併願により全員普通科に合格。

※ ( ) 内は普通科のうち普通科職業コースの内数。